結核予防事業補助金交付基準額単価表

区　　分			令和７年度単価	令和６年度単価
間接撮影	７０㎜ﾐﾗｰｶﾒﾗ	医療機関	４７８	４７８
	１００㎜ﾐﾗｰｶﾒﾗ		５０６	５０６

令和７年度石川県結核予防事業補助金交付基準

石川県結核予防事業補助金交付要綱第２条の規定に基づく令和７年度石川県結核予防事業補助金の交付基準は次のとおりとする。

１　この補助金は、学校及び施設等の補助事業者が実施する石川県結核予防事業補助金交付要綱第１条の規定による事業を交付の対象とするものであること。

２　この補助金の交付額は、次に掲げる額を比較していずれか少ない額に３分の２を乗じて得た額とする。

（１）次の表の基準額欄に定める額

（２）次の表の対象経費欄に定める経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額

基準額	次に掲げる額の合計額 (1) ４７８ 円×医療機関で７０㎜ﾐﾗｰｶﾒﾗにより間接撮影を受けた者の延数 (2) ５０６ 円×医療機関で１００㎜ﾐﾗｰｶﾒﾗにより間接撮影を受けた者の延数
対象経費	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の２第１項の規定による健康診断（事業者である市町が行う健康診断を除く。）のために必要な需用費(消耗品費、医薬材料費等)、役務費（通信運搬費等)、委託料